

宴会・催事約款

名鉄トヨタホテルでは、宴会場のご利用につきまして、以下のとおり規約を設けておりますので、予めご了承ください。

(適用範囲)

第1条

- 1.当ホテルが宴会場を使用のお客様との間で締結する契約及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
- 2.当ホテルが法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

(契約の申し込み)

第2条

- 1.当ホテルに宴会・催事契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 担当者名
 - (2) 開催日時
 - (3) 連絡先
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項

(宴会・催事契約の成立)

第3条

1.宴会・催事契約は当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し当ホテルが承認しなかったことを証明したときは、このかぎりではありません。

(宴会時間と追加室料)

第4条

1.宴会場等のご利用開始から終了までのご契約時間（以下宴会時間と称します）は所定の室料料金をお支払い頂いておりますが、この宴会時間を超過した場合は追加料金を頂戴することになります。又、宴会時間の前後の準備時間と撤去時間の合計が一時間までは無料でございますが、一時間を超える場合は、超過時間に応じて追加室料を頂戴いたします。但し、次の会場使用時刻との関連で、ご利用時間の超過に応じられない場合もございます。予めご了承ください。

(有料人数の確認)

第5条

1.料理等を用意する人数（以下有料人数と称します）を宴会等の開催日の3日前までにホテルの担当係員にご通知ください。それ以降は全て手配が完了いたしておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも有料人数分の料金を頂戴いたします。

(内金)

第6条

1.宴会等のご予約の時に内金をお支払いいただく場合もございます。内金の金額は宴会見積総額に基づいてホテルより提示させていただきます。

(前払金)

第7条

1.ホテルから提示いたしました宴会見積総額を、原則として宴会等の開催日の7日前までに現金にてお支払いいただく場合もございます。

(取消料)

第8条

1.すでにご契約をいただいた宴会等を取消される場合には、下記により取消料を頂戴いたします。

- (1) ご宴会当日の180日前迄は内金全額をご返金させて戴きます。
- (2) ご宴会当日の179日前から70日前迄は内金全額をお取消料とさせて戴きます。
- (3) ご宴会当日の69日前から20日前迄はご使用いただく会場の会議室料金半日分と内金全額をお取消料とさせて戴きます。
- (4) ご宴会当日の19日前から10日前迄はお見積り金額の50%をお取消料とさせて戴き内金は引かせて戴きます。
- (5) ご宴会当日の9日前から前日迄はお見積り金額の80%をお取消料とさせて戴き内金は引かせて戴きます。
- (6) ご宴会当日はお見積り金額の100%をお取消料とさせて戴き内金は引かせて戴きます。

(装飾・余興等の手配)

第9条

1.宴会場等に関連する装飾・音楽・余興およびバンケットホステス等につきましては、ホテルより指定取引先に手配させていただきます。お客様が直接ホテルの指定する取引先及びそれ以外の取引先に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前にホテルにご連絡いただきご手配ください。

(直接ご依頼の業者に対するご指示)

第10条

1.ホテルの了承のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関連する装飾・余興等の機器および材料の搬入・搬出または看板等のサイズ、その取り付け方法の決定、或いは設置場所の設定等につきましてはホテルの美観、動線の事など踏まえて、一定のルールの下に実施していただく様に、ホテルがその業者の方々にご指示申しあげます。又ホテル備品及び設備の使用には使用料金を申し受けます。

(展示会場でのお断り事項)

第11条

1.展示会等で当ホテルをご使用いただく場合、下記の事項は禁止させていただきます。

- (1) 宴会場内での木工作业
- (2) 会場内への荷台車の持ち込み
- (3) 通路への空箱放置
- (4) 絨毯・壁・天井への各種テープ類の貼り付け及び、画鋸・釘等での装飾取り付け作業
- (5) その他、搬入・搬出装飾取り付け方法等の詳細につきましてはご相談下さい。

(損害賠償)

第 12 条

1. お客様（お客様側の全ての関係者を含みます）、およびお客様が直接ご依頼された取引先の方々は、ホテルの施設・什器備品等を破損したり、損傷しないよう十分にご注意下さい。もし、施設・什器備品等に損傷等損害が発生した場合は、その修復に関してホテルよりご指示申しあげますので、それにあわせて速やかに修理を行うか、又はその損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。

(宴会利用契約締結の拒否)

第 13 条

1.当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会利用契約の締結には応じません。

- (1) 宴会利用者の中に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号の暴力団員、又は同法第 2 条第 2 号の暴力団と関係を有する企業又は団体の関係者がいる場合
- (2) 当ホテルの他の利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (3) 当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求した場合

(宴会利用契約の解除)

第 14 条

1. 当ホテルは第 13 条に該当したとき、又は当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないときは、宴会利用契約を解除します。

(禁止事項)

第 15 条

1.次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますのでご遠慮くださるようお願い申し上げます。

- (1) 犬・猫・小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持ち込み（盲導犬・介助犬はこの限りでは有りません）
- (2) 発火・又は引火性の物品の持ち込み
- (3) 悪臭を発するものの持ち込み
- (4) とばく等、風紀を乱す行為、又は他のお客様の迷惑になるような言動
- (5) 備付品の移動
- (6) 使用目的以外のご利用
- (7) その他法令で禁じられている行為